

3 労働基準行政情報システムへの入力

合同監督・監査を実施した場合の監督復命書の労働基準行政情報システム（以下「システム」という。）への入力は、留意事項通達記の3によること。

4 監督復命書等の送付

集中監督の結果については、4月中に取りまとめの上、公表することとしているので、

- (1) 1月中に実施したものは、2月15日（月）まで
- (2) 2月中に実施したものは、3月14日（月）まで
- (3) 3月中に実施したものは、4月14日（木）まで

に、監督復命書、是正勧告書（控）、指導票（控）、監督付表等の写しを、システムのメール機能により、暗号化した上で、以下の宛先まで送付すること。

なお、是正報告については、後日、送付を依頼することがありうること。

【担当】

労働基準局監督課監察係

恩田	████████████████████
上田	████████████████████
福海	████████████████████

ツアーバスを運行する貸切バス事業場に対する監督付表



